

## 第 53 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 25 年 7 月 23 日（火） 14:00～16:00

場 所： 第 2 水産ビル 8 階 8 B C 会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、近藤委員、竹田委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、第 53 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。本日は、大変お忙しいところを、また、このように暑い中を、誠にありがとうございます。

前回委員会の審議の中で、未だ審議されていない道民提案や国から地方への事務・権限の移譲に関する国における検討状況など、情報をまとめて議題として 2 ヶ月に 1 回程度、定期的に委員会を開催してもいいのではないかというお話しがございましたので、本日の委員会の開催となりました。

会長、副会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい時期にも関わらず日程調整にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

それでは、井上会長、議事の進行についてよろしく願いいたします。

（井上会長）

では、早速、第 53 回道州制特区提案検討委員会を始めさせていただきます。

前回、一部の委員の先生から、「事務局の説明ばかりでほとんど議論を戦わせる時間が少ないのではないか」という発言がありました。私自身、その発言を、極めて真摯に受け止めています。

今日は、2 ヶ月ぶりの開催ということで、そのあたりの問題点がほとんどクリアされないのではないかという懸念を持ちながら進めてまいりたいと思います。

極力、事務局の説明は完結・明瞭にやっただくことにして議論の時間を増やしていきたいと思っています。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議事でございます。「(1) 国から地方への事務・権限の移譲等について」に入るわけです。本日の議論の大まかな流れを説明させていただきたいと思います。

前回の委員会で事務局から報告のありました国から地方への事務・権限の移譲等について、その後の国の検討状況やそれに対する地方側、全国知事会の対応について現在の状況などを事務局から説明いただき、当委員会で情報の共有を行った上で、次の議題である道民アイデア（新規分）の第一次整理に入っていく、前回の委員会で時間の都合により予

定されていた審議を今回に延期しました経済振興分野を行い、それに加え、新たに地域医療分野、福祉・子育て・教育分野へと議論を進めてまいりたいと思います。

それで、本日の委員会は、16時を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

前回の委員会から2ヵ月ほどが経過しております。本日の議事に入るにあたって前回の委員会の審議結果について簡単に確認をしておきたいと思います。

まず、本年3月に国が内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部を設置したところにはじまり、さらに4月の有識者会議の設置を経て、国から地方への事務・権限の移譲等に係る議論を本格化させてきたことを踏まえて、当委員会の審議の方向も見直さざるを得なくなったということです。これらの点については、それまでの経緯、あるいは、今後起こり得るだろうということも含めて前回事務局からも説明がありました。

当初、当委員会では、第6回の特区提案を目指して、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務や栄養士養成施設の指定事務といった、いわゆる移譲済み4事業関連分野等に係る提案検討事項について答申に向けた審議を進めてきました。

ただ、これらの事務・権限が国から地方への移譲の検討対象候補になっているということが判明したため、答申案まで検討が進んでいた「第三種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」と合わせて、当面、国の動向を注視しながら、特区提案に向けた検討をするということで留保いたしました。

この点は、前回の終わりのほうでやって、結局、国の審議動向を踏まえてということで、観光に係る分野だけ答申にあげるかということとは不格好だろうということで全体を留保したということになります。

道民提案等についての審議は、配布されております資料の1をご覧くださいと思います。先程もお話ししましたとおり、前回の第52回目の委員会で審議する予定だったNo.377から385という経済分野の9項目については、時間の都合もあって、改めて今日審議すべきとしたところであります。

前回の審議結果等の概要については、以上のとおりであります。

それでは、議事(1)国から地方への事務・権限の移譲等について事務局から前回以降の国の動向、あるいは全国知事会の動向等について簡潔にご説明いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

国から地方への事務・権限の移譲等にかかる経過につきまして、資料2と参考資料の1から3に基づきまして説明をさせていただきます。

今、会長のお話しにありましてとおおり、資料2の中程、4月26日の第2回有識者会議までの分につきましては、前回で説明させていただいておりますので、5月15日開催の第3回有識者会議のところから説明していきたいと思っております。

主な内容につきましては、一点目は、有識者会議の下に専門部会を設置することが決定されたことです。

この専門部会と有識者会議との関係、そして大元の分権改革推進本部との関係につきましては、参考資料 1 を配布してございます。参考資料 1 の推進体制イメージのとおりでございます。

今回設置されました専門部会は、地方から要望の強かったハローワークの事務に関する雇用対策部会と自家用有償旅客運送等について検討する地域交通部会で現在それぞれ審議をされてございます。

二点目は、内閣府が各省に検討を依頼した移譲対象、約 130 項目に対する各府省の回答が出揃ったところであります。この内容につきましては、参考資料 2 のとおりであります。

参考資料 2 をご覧いただきます。表紙をめくっていただきまして、1 ページ目に各府省の回答（区分表）がございました。

表に基づきまして話をさせていただきますと、全国一律に移譲するもの（A-a）という項目が、55 項目。各自治体の発意に基づき移譲するもの（A-b）という項目が、17 項目ございます。

合わせて 72 項目について各府省では国が地方に移譲してよいと回答しています。この 72 項目の中には、前回の検討委員会でも説明させていただきました商工会議所法に基づく定款変更の許可ですとか、栄養士養成施設の件など、いわゆる移譲済み 4 事務関連の項目について、全て（A-a）というものに区分されております。関係府省のほうでそういった配分をしているということです。

資料 2 に戻っていただきます。その後の経過については、5 月 28 日には第 2 回推進本部が開催されました。その中では、各府省の回答の報告と、推進本部において夏頃を目途として一定の結論を出すということで確認がされております。

また、同日付けで内閣府から全国知事会に対しまして、各府省の回答に対する意見の照会がありました。知事会では、全都道府県への意見照会などを経て、6 月 27 日に全国知事会の意見を内閣府に返したところでございます。

その意見については、参考資料 3 でございます。

参考資料 3 でご説明させていただきたい点が二点ございます。

一点目は、先程お話しさせていただきました国が地方に移譲してもよいとした 72 項目に対して全国知事会としては、参考資料 3 の 2 ページをご覧ください。上に法務局が所管している司法書士試験があります。こちらに C という区分がございます。こうした司法書士試験の実施のように 6 項目については、地方との関係は低いということで、C の当面移譲を見送るべきとしております。

ただし、それ以外の 66 項目につきましては、財源措置、人的確保などの前提条件はあるものの、基本的には、16 ページまで続いているのですけれども、A に区分されているとおり知事会としては、一応、受け入れる方向で検討するとしたところでございます。

この受け入れを示しました 66 項目の中には、先程お話しさせていただきました移譲済み 4 事務関連項目、3 ページの中程には、栄養士の養成施設等の指定及び監督の事務がございます。また、8 ページにある 30 番、商工会議所に係る許認可・監督の事務。こちらの項目も A というふうに区分されております。

そのほか、HACCP などについても A に区分されております。

二点目としては、特区提案という視点からの話をさせていただきたいと思います。

今回、知事会側は国に対しまして、現在検討対象となっている権限だけではなく、関連するさらに強い国の権限についても、一步踏み込んで移譲を求めていく件でございます。

具体的なお話をさせていただきます。2 ページの下の欄をご覧ください。項目 7 番、指定医療機関等の指定、特定感染症指定医療機関からの報告徴収等というものがございます。

現在、国のほうで検討しているものは、管理者に対して必要な報告を求めたり、立入検査ができる権限でございます。許認可権限や命令権については、国に残したままということだったのですけれども、今回知事会では、そうした許認可権限や命令権についても一体的に地方に移譲すべきという意見を内閣府に返しております。また、同様の意見をつけている項目は、20 項目以上にのぼっております。

立入検査などにつきましては、国も移譲してよいということで、地方側も受け入れの意向を示しており、移譲される可能性が高いわけです。こうした際に国に残っている強い許認可権限や命令権の移譲を地方が要望した場合、国がすぐに手渡すということは、考えにくいところであります。

私どもとしては、そうした許認可権限の移譲を国がすぐに認めない場合、例えば北海道には道州制特区制度がございますので、その制度を活用し、国に移譲を求めていくということも十分検討する余地があるのではないかと考えているところでございます。

そういった観点からも、今後出されるであろう一定の結論を含め、国の動きをしっかりと見極めていかなければいけないと考えているところでございます。

恐縮なのですが、これまで提案の有力な候補としてご審議いただいた商工会議所関係の移譲済み 4 事務関係につきましては、まだ結論は出ておりませんが、関係省庁のほうで地方に移してよいが、全国知事会が受け入れの意向を示したということで、特区提案として国にあげていくことは、非常に厳しい状況になってきたということです。

また、そうした状況を踏まえまして今後は、先程もお話ししましたように、さらに踏み込んだ許認可権限の一体的な移譲を含めて新たな提案の掘り起こしに一層努めていく必要があると考えております。

最後に、国が結論を出すとしている夏頃の具体的な時期ですとか、結論のイメージなどにつきましては、未だ明らかにされておりませんが、引き続き国や全国知事会などからの情報収集に努めまして、随時提供させていただきたいと考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等がありましたらご発言願います。

先生方から質問が出ると思うのだけれども、前回もこれに似た資料があって、資料2、平成25年5月28日、第2回地方分権改革推進本部を開催という中にも記述してありますが、「同本部において夏頃を目途に一定の結論を出すことを確認」とあります。これは、前回もそういう説明がありましたし、今日ここにも書いてあるし、今の参事の説明にもありました。

もう、夏ですよ。夏の真っ盛りですよ。

夏頃というのは、あと一カ月くらいの範囲に出てくるということでしょうか。

(事務局)

その点は、明各言できないのです。一般的には、夏というのは、8月いっぱい辺りを想定しているのではないかと思います。

今月の初めに、東京で都道府県担当者への説明会がございました。その際に、私ども北海道から、夏というのは具体的にいつ頃なのか。それと、先程説明させていただきました具体的な意見の結論の出し方は、どういった出し方をするのかという質問をさせていただきました。

その時点では、「国としてもまだ見通しがついておりません」という主旨の回答しかいただけなかった状況です。

いずれにしても、私どもも気にしております。大変恐縮なのですが、そういったところでございます。

(井上会長)

噛みつくようで申し訳ないのだけれども、これが今年の夏頃を目途に一定の結論を出すということになっているけれども、この改革推進本部というものは、この夏に一定の結論を出したあとも存続するのですか。

言いたいことはどういうことかということ、一定の結論が8月に出た。しかし、議論は今後も継続するということになる、ここでまた同じようなものが蒸し返し、中身は違うけれども、同じようなものが出てくる。そうすると私どもはこちらのほうで議論を進めていくのだけれども、またこちらのほうにあがっている。全国の知事会もそれをにらんでいるというふうになってくると、ここで議論するようなテーマというものは、結局は先送り、先送りとなっていくリスクはないのかということが質問の主旨です。

(事務局)

そのリスクは、十分にあると思います。

もともと4月の段階で国のほうから説明されたイメージは、この夏までに一定の移譲をするものについては結論を出す。移譲することに各省庁が反対して、結論の出ないものについては継続して議論をしていくということになっています。移譲しないとなったものに関しては、議論が続いていく可能性がある。

ただ、それなりに有識者会議としても移譲しないことはやむを得ないとしたものについては、そこで議論が終わりますので、それは参事の話にありました命令や許認可の権限等、とりあえず当面国に残しておこうということになれば、一定の結論が出ていますので、特区提案の検討ということに入っていける。

引き続き、議論をしていくというものに位置付けられたときには、どういうタイミングで提案していくかということとは悩ましい問題であるというふうには思っています。

(井上会長)

そういう中でこの委員会の議論を続けていくということは、非常に先の見えない議論の繰り返しになる可能性が無きにしも非ずと思うのです。

それはそれとして質問をさせていただければ、要するに、たとえば参考資料1の地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議、道における道州制特区提案というものの位置付けは、何か明確なものはあるのですか。

参考資料2や参考資料3には、色々なことが書いてあるのだけれども、これは全国一律に地方分権を進めていくとか、その裏には道州制という下地があるわけだけれども、このようなものの議論がどんどん進んでいく中で、北海道だけは、まだ法律が残っていて、その下で我々はこれをやっているわけだけれども、ここの部分の位置付けは何か明確なものはあるのですか。

つまり、国の二つの地方分権改革推進本部、あるいは地方分権改革有識者会議云々のところが出ています。こういったものの議論を横目で見ながらというのはわかるのです。しかし、こういった議論の結果を待たなければ北海道に与えられた特区提案というものは、要するに置いておけよというようなスタンスはあるわけですか。

議論の中で先生方の意見はわかりませんが、重複してもいいではないか。うちで思ったところをどんどん、道民の提案というものを受けてこれはこのようにしてほしい。我々の反省からいくと金をつけてほしいというようなところの提案、権限の移譲といったものをどんどんあげていく。重複しているかどうかというのはその先の問題だから、とにかくあげていきましょうという議論は、今回は1本しかなかったので流すのはいいけれども、これから1年が経ってまた同じようなことが起こると、この委員会そのものはいったい何のためにやっているのだろうというようになりはしないかということをお私に恐れているわけです。だから結論が今夏となっているけれども、いつ頃出るのか。そのあとは長引いていくのですかということをお質問させていただいたのはその主旨なのです。

話は長くなってしまいましたけれども、言いたかったことは、これらの国の分権の改革

推進本部なり有識者会議というものの中で、北海道に与えられている特区提案は、要するに間断なく重複していてもあげてきてもいいよというようにはなっていないわけです。そのような認識もないわけでしょう。

(事務局)

特に道州制特区の扱いについて特別こうしなさいという指示は一切受けておりません。ですから場合によっては重複ということも考えられることかとは思いますが。

(事務局)

今、国のほうで地方に移そうと検討しているのは126項目です。これに関しては、我々としては、国のほうの検討を優先しなければならないだろうと思っております。

道州制特区の提案というのは、126に縛られるわけではございませんので、それ以外の関わりをもって移譲を求めるものがあれば、それはこの件とは別に求めていっても一切差しかええないと思います。

126に重なっている部分については、こちらに提案を出したところで国のほうの検討での結論というのが優先されると思いますので、その結論が出るまでは待っていただきたいということになるだろうと考えてございます。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

(河西副会長)

参考資料3の14ページから16ページまで各省庁の回答が個々の自治体の発意に応じ選択的に移譲するものであった事務・権限の一覧表というところです。

こちらに関して全国知事会としては、このような判断をされているというような区分と理由が書いてあります。北海道として全国知事会の考え方とは違って独自に受けてもいい、逆にこれは受けない。そのような独自の判断ができるかどうか。

二番目として、そういった判断をする場合、この検討委員会というのはどう関わっていくのか教えていただきたいと思っております。

(事務局)

一点目の独自の判断ができるかどうかということです。

この点につきましては、内閣府のほうから全国知事会のほうに照会がありまして、そのあと全国知事会のほうから各部会ということなのですけれども、そちらを通してその構成部会のほうに照会がありました。そういったことであって全都道府県の意見を聞いた上で知事会として今回内閣府のほうに返しております。

ですから、北海道が違う意見といたしますか、北海道としての答えを求められておりますので、北海道としてもそれに対しての答えを関係部署に確認の上、北海道としては出していくという状況でございます。

全て北海道と同じ回答が内閣府に対して返されているかという点、それは全部ではないと記憶しております。

こちらの委員会との関係につきましては、回答にあたりましては、とりあえず時間のなかで知事あてに照会がきたものですから、それにつきましては関係部に振って、関係部のほうでは内部で、関係機関に意見を聞いているところもあるかとは思いますが、そういったところの意見を聞いて私どもに意見を返して、それを知事会に返してという流れになっております。

(河西副会長)

ありがとうございます。

(井上会長)

ここだけに時間を割いてもいけないと思って、私が時間を使ってしまったのですが。

これは、事務局におかれてもシミュレーションをしながら考えていただきたいと思うのです。

いつまでも有識者会議ですとか、その上のレベルの進捗状況を一つ一つ出てくるのを待っていて、これは、あげても駄目だねというような判断をしておく、ペースメーカーは向こう側にあるわけだから、いつまで経っても道からはあがってこない可能性があるのも、そここのところを踏み込んでも、これは道民提案としてあったとか、道から独自にあげるといふようなところで、結果として重複してしまっていて、待てよというふうに来年あたりに言われたらそれはそれでいいのだろうと思うのです。

そのような対応をとらない限り、少なくともこの委員会は、局長などには非常に申し訳ないと思うのだけれども、これまでのスケジュールでいっても倍以上の時間をかけても一本もあがらないということになってくると、甚だ皆さん方の組織のあり方が問われかねないというふうに私自身が余計な心配をするので、これはやって独自にどれぐらい進めるのかということをやらないとどうしようもない。

全国知事会の話もあったけれども、全国の知事会というのは、私が色々なところで聞いて回っている限りは、知事会是一本にはまとまっていないというようなことだから、一本にまとまらないので知事会で結論が出ない。あるいは、ほとんど道の意向とは違うようなところで結論が最大公約数でまとまってしまうと必ずこぼれる部分があるわけです。そここのところは、先手先手を打って議論を進めて提案の中に織り込んでいくというようなことをしないと、全てが国のペースに乗って、あるいは全国知事会のペースに乗って北海道の本来の主旨である特区提案が陽の目を見ない。実現するかどうかは別にして、少なくとも



あげられないというようなことになって、この委員会のあり方も、その頃は私の影は明らかでないのですが、そのあたりのところをシミュレーションをして、きちんとした役割を果たせるようにしたらいいのではないかというのが私の言いたかったことで、それに付随した質問を私なり河西先生から出していただいたということです。

皆さん方は、色々なことがあると思いますが、これはこれで区切らせてください。お願いします。

では、事務局から説明があったとおり、この委員会でも答申を目指して審議を進めてきたということで今までのまとめですが、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務・栄養士養成施設の指定事務・HACCPの承認事務といった事務・権限等については、現在のところ国、あるいは政府各省において地方、すなわち都道府県へ一律一斉に移譲が可能なものとして検討が進められております。

したがって、これらを受けて知事会においても、これらの事務・権限の移譲を受ける方向で国に回答しているということなので、この夏頃を目処に示されることになる国の一定の結論を見極める必要があるということで、これらの先程あげました3つの項目について、あるいはプラス1ですが、これはあげるのは難しいというようなことになって、今継続審議をしているところです。

ですから今後の審議においては、未審議の道民提案の中に特区提案に結びつくものはないか、国から地方への事務・権限の移譲対象になっていないものから特区提案に結びつくものはないかといった新たな提案候補の掘り起こしをも含めた議論が必要となってきます。

そういうことで、さらなる委員の皆さん方も含めた新たな提案等々が出てくることを期待したいと思います。

甚だ仕切って申し訳ないのですが、議題(2)道民提案(新規分)の第一次整理案について進めてまいりたいと思います。

先程、資料1で、経済分野の9件、地域医療分野の5件、福祉・子育て・教育分野の5件についてこれまでやってきたような形で第一次整理を行いたいと思います。

これは、道民の皆さん方等からいただいた提案が答申に向けた分野別審議により検討をさらに進めていくべき案件なのか、または、現行法令等で対処することが可能なのか、等々の理由により第一次整理として一旦検討を終了する案件なのか云々のところをやってみたいと思います。

事務局から配布されている資料にありますけれども、これの審議案件についての整理一覧が行われております。これらの分野について事務局から説明をしていただきたいと思います。

前回の委員会から繰り越してきております経済分野の道民提案等に基づいてご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは、経済振興分野で道民アイデアが9項目になります。こちらは、今お話がありましたように資料3、それに付属します参考資料4の2つを使ってご説明を申し上げます。

まず資料3、いわゆるメリ・デメ表の1ページから3ページにわたって中心市街地活性化に関します道民アイデア2本を掲載しております。

この2本につきましては、道内のある地方都市からの提案でございまして、両方とも同じ事実関係に基づくものでございますので、まとめて一本としてご説明をしたいと思いません。

まず提案者でございまして市のほうで、中心市街地活性化のために、まちづくり会社が再開発ビルを建設するという事業の際に特定目的会社というようなものを設立・活用しまして、不動産の証券化というような、投資家の中から広く資金調達を行ってまちなかの再開発事業を実施できないかということを検討したということです。

この方式でやるメリットというのは、実は二重課税の回避、パススルー課税という名前で呼ばれているのですけれども、いわゆる租税特別措置法上の優遇税制を受けるということになります。提案者である市としては、これを活用してやりたかったのですが、実際のところ、色々調べてみたら、あまりにも優遇税制を受ける適用要件が高いということがわかりました。

結論を言いますと、この方式は断念をいたしました。これは平成20年に完成したビルなのですが、行政からの補助ですとか地元金融機関からの融資など、別の方法によって事業は完了したということになりました。

この際に資金調達に苦労したという経験から、道州制特区によって、こういった二重課税の回避、パススルー課税の適用要件などが緩和できないだろうかといった提案になります。

さらに詳しくお話を伺ったところ、地方都市において中心市街地の活性化という極めて公共的、公益的な目的でやっている事業なのだから、そういう視的からも優遇税制の適用を認めるような制度になれば、投資家からの資金調達も期待できて、道内の各都市のまちなかの再開発、中心市街地活性化といったことに非常に貢献するのではないかと考えてアイデアを提案しましたということをお伺いしております。

その不動産証券化の目的のイメージがわかりづらいので、参考資料4 経済振興分野関係資料の表紙をめくっていただきまして、その裏にイメージ図をつけてございます。

これを説明しますと、不動産の証券化には様々な手法があるのですけれども、これは、いわゆる典型的なパターンとお考えいただければと思います。

まず、不動産所有者が所有する、たとえば商業ビルのようなそういった不動産をイメージしていただければと思います。その不動産を特定目的会社という、資産の証券化など特定の目的のために設立をされる会社を立ち上げて、そこに売却をしてしまう。その特定目的会社は、売却を受けた不動産が生み出す収益。たとえば、その商業ビルでありますとテナント収入でありますとか、そういったものをイメージしていただければと思います。

が、こういった収益が出てきますのでその収益を裏付けに証券を発行いたしまして、広く右側にございます投資家などに売却をし、その資金調達をする。その調達資金を原資に今度は逆に不動産所有者に売却代金を支払う。投資家の方々には、その不動産から生まれる収益を配当というかたちで当てていく。そういったビジネススキームということになっています。提案のケースにおいては、これを地域のまちづくりの再開発に活用しようとしたという取組でございます。

ここで、先程も出ました二重課税のお話ですが、問題になるのは、その不動産の運用から生じた収益に対しまして、まず一つは、特定目的会社に対する法人税での課税が一度され、さらに、その運用益を元とした投資家への配当金に所得税が課される。これを二重課税というらしいのですが、それは、基本的には税制上の原則ということになっております。基本的には二重課税が原則でございます。

ただ、こういったものを、不動産証券化を促進するという観点から国が税制を優遇しているということで、やはり投資家の資金調達を円滑にするためには、その二重課税を回避するようなことが条件になっているということです。

こういった優遇税制の適用を提案者である地方都市では狙ったのですが、さすがにこういったものについては事業費規模で数十億円を越えるような、イメージとしては大都市の駅前の商業ビルを開発しますとか、そのような本当にビジネスモードの大規模開発でないとなかなかクリアできないというような租税特別措置法の要件設定になっているということでございます。

ですから提案者としては、これを中心市街地の活性化という公共目的でやっているのだから、そこを優遇税制が適用できないかというようなことを道州制特区でなんとかならないかということで提案をしてきたというところでございます。

資料3の3ページに2つ目のアイデアがございます。

これは、同じ事実関係下において全く同じ条件です。イメージ図でいきますと、不動産所有者にあたるまちづくり会社から特定目的会社の方に売却を受けた取得不動産につきまして、不動産の減価償却が発生をいたしますので、その部分の減価償却期間を短縮してほしい。償却期間が短縮されることで大幅な諸費用の損金参入が可能になって法人税の軽減になる。それが、要するにこういったまちづくり会社がやる特定目的会社の資金繰りの安定化につながりまして、道内の中心市街地活性化に貢献するのだということでの提案でございました。

これの減価償却期間というのは、財務省令で法定耐用年数ということで定めております。

提案者は、先程いいました公共的な目的でこういったものの期間を短縮されるような優遇税制を特区でなんとかならないものではないかということでアイデアを出されてきたということでございます。

事務局案といたしましては、この2点は、いずれも一次整理すべきと考えてございます。

その理由は、④番ということで、具体的には、当該提案は、地方における不動産証券化

を促進するための新たな優遇税制創設を求めるようなものでございまして、国から道への権限移譲などを基本とします道州制特区提案の検討にはなじまないものではないか。

また提案内容としては、地域にとっては大変メリットのあるものでございますが、道州制特区制度とは別に、むしろ国への税制要望のような手段で検討すべきものではないかと考えてございまして、2つの提案は、一次整理すべきものではないかと考えてございます。

次に、資料3の4ページ目に道路の使用許可に係る手続きの簡素化というものがございます。

この提案は、住民による地域活動やイベントの実施に当たり道路を使用する場合には、道路交通法及び道路施行規則により所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならないのですが、商店街のような中心市街地の活性化のために道路を使用しやすくするように道路使用許可の手続きを簡素化できないでしょうかという提案でございます。

単なる手続きの簡素化ということに関しましては、本来なされるべきチェックが緩くなりますので、やはり道路交通の安全・円滑さに支障をきたす恐れがございます。

また、道路使用許可は、既に現行で所轄の警察署長の権限で行われるということなものですから、道州制特区のように国に権限を求めるものではなく、この特区制度にはなじまないものと判断いたしております。よって事務局としては、④番で一次整理すべきではないかと考えてございます。

次の案件に入らせていただきます。資料3の5ページ、農商工などの系統団体の統合という提案でございます。

これは農協・漁協・商工会議所、もしくは商工会といった系統団体につきましては産業別に分かれているので産業振興上新たな企画立案などをする場合には、縦割りで非常に難しいのではないかと。縦割りを廃止して、地域の総合的な経済団体として統合して機能の拡充を図るべきではないかというご提案でございました。

そもそも各系統団体については、各産業振興を目的として法律を根拠に所轄大臣、または都道府県知事の設立認可を受けまして団体として存立・活動を行っているものでございます。これらを統合するという事は、地域の総合的経済団体を創設するという行為でございまして、それ自体は国から権限移譲を伴うというようなものではございませんで、道州制特区にはなじまないものではないか。

また近年、資料にも記載しておりますけれども農商工連携に係る中小企業支援でありますとか、また産業間連携強化からも施策は充実しております。さらに言えば、必ずしも団体統合を行わなくても、たとえば協議会のような形式で各系統団体が連携を図ることで新商品やブランドの開発や販売促進・販路拡大、イベント実施などというようなことで、道内においても数多くそういった事例が見受けられるところでございます。

事務局案としては、これにつきましては③番ということで、現行施策の推進で対応可能なものではないかということで一次整理というように考えてございます。

次に資料3の6ページ、産業振興支援策の道への移譲ということでございます。

この提案につきましては、経済産業大臣から地方支分部局、いわゆる経済産業局になりますけれども、こういったところが委任を受けまして所管をしている業務がございます。農商工連携でありますとか地域資源活動でありますとか新連携、いわゆる国の産業支援策でございます、補助金なども伴っております。

こういった支援策につきましては、道の経済政策と一体的にやったほうが効率的ではないかということで、補助事業を採択する権限、及びその財源、そういったものを道に移譲すべきではないのかというのがこの提案でございます。

これらの権限につきましては、今のところ先程の議事の(1)でお話をいたしました、国から地方への事務・権限の移譲等の検討対象に入っております。

状況としては、国は地方へおろさないと言っておりますが、知事会では、実は前々から是非地方におろしてくれということで、まさに意見が対立している案件でございます、現在、検討が進められているところでございます。

地方分権改革有識者会議など、国の動向を見極める必要がありますことから、現時点では、この案件につきましては検討を保留したい。要するに、ここで一次整理とかなんとかではなくて検討保留というような考えを申し上げたいと思います。

次の案件に入らせていただきます。資料3の7ページに3本の提案がございます。自動車最高速度の緩和ということでございます。

いずれも物流の効率化、輸送コストの低減などを理由に一般道路、または高速道路での自動車の最高速度を緩和したらどうかということでございます。

資料3の8ページに過去の提案を書いております。過去に何度も類似の提案がございました。いずれも現行法令で対応可能ということで一次整理をされ検討を終了されております。

改めて申し上げますと、自動車速度の規制緩和については、道路交通法の規定によりまして各都道府県の公安委員会の判断で行うことが可能になっております。道内では、実際に千歳市においてそのような事例が見受けられます。よって今回の3本の提案は、いずれにつきましても事務局案は、過去の類似提案と同様に、②現行法令で対応可能と判断いたしまして一次整理すべきではないかと考えているところでございます。

最後の案件でございます。資料3の9ページ、屋根の暖房システムの導入という提案でございます。

これにつきましては、屋根の雪下ろし作業の危険を解消するために、水道ホースで屋根にお湯を循環させて融雪する装置を設計したので特許を取ってほしいというような案件でございました。

提案は、特許と特区を勘違いされている向きもございます。いずれにいたしましても、こういった屋根の構造物についても、建築基準法の規制をクリアすることが必要であることは当然でございますが、特許申請については、国からの権限移譲で行うものではないので、この案件につきましては道州制特区になじまないという判断から一次整理と

考えているところでございます。

経済振興分野の提案については、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

今、経済関係の提案について事務局から説明がありました。ご意見・ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

(河西副会長)

ただ今、資料3の経済分野の様々なご提案に関してどうするか対応方向を説明していただきました。

その6ページ、地域産業の育成ということで農商工連携なども含めて道の産業振興政策と一体化して実施することが効果的であるからというようなことでご提案があったことに関して、一次で整理するという理由のところでは。

これは、道の経済部と経済産業局がなんらかのかたちで業務が統合される、そのような動きがあるかもしれないということで現時点では検討を保留するというような意味合いなのでしょうか。

(事務局)

今、河西先生がおっしゃったのは、いわゆる、国の出先機関と道との機関統合ということですか。

そこまでの話ではなくて、あくまでも今検討しているのは、個々の権限について国から地方、都道府県ですけれども、移譲をするという方向性だけありますから、国の出先との機関統合までの視点はございません。

(河西副会長)

そうしますと、このあたりというのは、国のほうから道に下ろしてくる可能性が高いということなのでしょうか。

(事務局)

先程も参事からご説明をいたしました、その際に参考資料がございました。

参考資料2の1枚めくっていただいた後ろの方でございます。先程のA-a、A-bというもの、Aにつきましては、国では権限を地方におろしてもいいよというものです。ただ、ここでCと表記しているものがございます。Cの事務・権限は、国に残すものということで21件ございます。

もう少し詳しく言いますと、参考資料3番をごらん下さい。20ページを開いていただき

ますと、下の 15 番に先程説明しました新連携支援が出ています。1 枚めくっていただきまして次のページに 16 と 17 があります。地域資源活用が 16 番で、農商工連携に関する事務が 17 番です。

道民からの提案がありました、いわゆる国の産業支援策、中小企業支援策、この 3 つが、国で C（国に残す事務・権限）と書いています。それに対して右には、地域振興に関するものであれば自由度を高めて、是非、都道府県に交付すべきというのは全国知事会の意見です。まさに国と地方が相反する意見をぶつけ合っているということです。現状では、先程言いました商工会議所に係る事務・権限などと違いまして、ここは国からおりてくる可能性が今のところはない。

しかし、地方からは、是非なんとか移譲してくれという意見が交わされているということでございます。

（河西副会長）

そうしますと、今、知事会と国の間での議論、これを踏まえた上で道州制特区としてどうするかというのを検討するために保留ということになるわけですね。

（事務局）

そういったことを踏まえて国がこの夏に一定の結論を示す予定ですが、そこにどのような結果が出てくるか。そのときに、それが結果として C なのか A なのかということによっても、特区提案の是非について判断が変わって記きますので、保留ということをお願いしたということです。

（井上会長）

ありがとうございました。

その他、いかがでございましょうか。

議論のそ上に乗りました経済関係の 9 件、こういった仕分けでよろしいでしょうか。

今、河西先生からあった分、これは保留、あるいは留保しておくけれども、それ以外の部分は諸般の事情を考え、基本的に第一次整理ということで一旦本棚にしまっておくということで、必要に応じてもう 1 回俎上に乗せる可能性も含んでおくというようなことなのですが、いかがでございましょうか。

特に全体として流れている事務局の部分というのは、一時期、今の委員会のメンバーではないのですが、この特区提案検討委員会の中でも、いわゆる権限移譲ではなくて規制の緩和というような部分についてかなり議論をしたことがありました。この現行のメンバーになる直前ぐらいの委員会の中で国からの強い要望等々もあって、これは規制の緩和というようなところではなくて、もう少し大きいところの権限移譲というところに焦点をより絞った形で提案をしてくるようにというようなことがありました。若干、今回のところに

あった部分は、そういった国からの権限移譲というところにはなじまない部分もあるというような判断でこのような仕分けになったのだらうと思います。

一旦、第一次整理ということで、明らかにボツということではなくて、一旦隅のほうに置いておくという程度のものであるということです。

よろしいでしょうか。

またあればその後と一緒にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

では、先程のところ、産業振興支援策の道への移譲というところは一旦保留しておくということでもあります。

では、事務局から地域医療分野に関わる第一次整理案の内容について簡潔に説明をお願いいたします。

#### (事務局)

地域医療分野 5 項目につきまして、資料 4 に基づきましてご説明いたします。

資料 4 の 1 ページ目、麻酔科医の確保対策でございます。

提案の概要です。麻酔科医の不足を補うために歯科医師が麻酔科医の業務をできるようにしてはどうかという提案です。

歯科医師は、治療に際しまして日常的に麻酔を処置していることと、歯科医師の数が過剰な状態にある。こういったことを背景としまして出された提案であります。

右側の欄、対応方向です。一次整理をする理由ということで、「④患者の安全が確保できなくなるおそれがあることから、慎重に判断すべき内容である」ということから一次整理といたします。

医師が行う麻酔と歯科医師が行う麻酔、麻酔という言葉は同じではありますが、その知識ですとか技能は異なります。そのため歯科医師が麻酔科医の業務をできるように速成で人材を育成いたしましても、医療ミスが生じる危険性が高まりまして、患者さんの安全を確保できなくなるということから一次整理とさせていただきます。

なお、これに関連しまして過去の類似提案ということで 2 ページ目、平成 20 年 12 月の委員会で出されたものです。「介護福祉士の業務・役割の拡大」ということで、介護福祉士が一定の医療行為をできるようにしてはどうかという提案でありました。

この際も、速成で人材育成がされれば医療過誤、医療ミスが懸念されまして患者の安全が確保できないということ。刑事上・民事上の責任に対して起訴されるおそれがあるということで、この際には審議を一旦終了しております。

続きまして、資料の 3 ページ目です。看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化という提案です。

提案の概要でございます。医療機関以外の場所で、看護師の判断により抗インフルエンザウイルス薬を配布できるようにする。つまり、医師の判断なしに看護師の主体的な判断



によりまして医薬品を配布することができるようにしてはどうかという提案です。

この提案の背景といたしましては、インフルエンザが流行した際に医療機関が混雑しまして長時間待ちの状態ができる。さらに、長時間待ちということで、更なる症状の悪化をまねく事態が発生しているということが背景となっております。

イギリスでは、看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布ができることとされております。他国では、こういう実例があるということで、日本でできないのか、北海道でできないのかということでございます。

対応方向でございます。これも前と同じ文言なのですが、患者の安全が確保できなくなるおそれがあることから慎重に判断すべき内容であるとして一次整理といたします。

この提案が実現いたしましたら、メリットとしまして、インフルエンザ薬の迅速な配布が可能となります。それによりまして患者への感染リスクというものが軽減されます。医療機関の混雑も緩和されます。

ですけれども、医師の判断なしに看護師がウイルス薬を配布するということは、患者さんの安全確保の面で懸念されるということから、こういった判断をさせていただきました。

この看護師の業務につきましては、これも過去の類似提案ですが、次の4ページにあります訪問看護師の業務・役割の拡大ということです。医師が不在の現場であっても看護師が一定の医療行為をできるようにしてはどうかという提案でありました。

この際も審議は一旦終了の扱いをしております。その理由といたしましては、デメリット欄にあるのですけれども、医療行為というものが看護師にとりまして未経験の行為である。それによりまして医療事故の可能性が高くなるということを理由に審議を一旦終了しております。

続きまして、資料の5ページです。看護師による各種ワクチン接種の弾力化です。

これも前の提案と類似しているところがあります。看護師が医師の診断なしに問診票などをもとに自らの判断で各種ワクチンを接種できるようにしてはどうかという提案です。これもインフルエンザが流行した際に医療機関が混雑すること。まだ、アメリカで看護師によるワクチン接種ができるという実例があることが背景になっております。

対応方向ですが、前の提案と同じく、患者さんの安全が確保できないおそれがありますので、慎重に判断すべき内容であるとして一旦審議を終了するという扱いにしております。この提案に関しましてアメリカでの参考事例ですけれども、「ナースプラクティショナー」と呼ばれる一定の医療行為が認められている看護師の制度があります。これは、事実関係等の整理という欄の下のほうに記載させていただいています。一定の医療行為が認められる看護師、日本でもこれを制度化したいということで、一番下のところ、平成20年に大分県立看護科学大学などが国に対しまして構造改革特区の提案を行いました。この提案は、実現しなかったわけです。その理由としましては、※印の厚生労働省の見解のところにあります。患者を診察し、必要な検査を自ら実施、あるいは指示するとともに、その結果を判断することは、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に侵襲を及

ぼす行為であり、看護師のみで当該行為をすることは認められないということでもあります。

続きまして、6 ページです。メディカルクラークの配置という提案です。

まず、メディカルクラークは、医療事務作業補助者ともいわれますけれども、具体的には、診断書などの文章作成の補助、診療記録の代行入力などの業務を行う職員ということですが、ただ、法令に明確な規定はございませんし、メディカルクラークの資格制度もありません。試験制度もございません。その点でメディカルクラークというものの存在が曖昧になっているということもありまして、この提案の中では、この位置付けをはっきりしたほうがいいのではないかとということも触れられております。

同時に、根幹となりますのは、メディカルクラークの配置が進んでいないという状況があります。これをクリアするために、診療報酬を見直してはどうか。診療報酬を見直してメディカルクラークの配置を促進してはどうかという提案でございます。

これの対応方向、私どもの見解です。一次で整理すると理由として、「①国の専掌事項である」という判断をさせていただきました。ここに書いてありますとおり医療保険制度は全国一体で運用しておりますので北海道だけが診療報酬を引き上げるとのは、事実上困難であるということで整理をさせていただきました。

診療報酬の特例措置に関しましては、過去にも類似の提案がございまして、7 ページにございます。診療報酬の特例措置ということで、これは地方に勤務する医師を増やすために診療報酬の地方勤務加算を行ってはどうかという提案でした。

この際の対応方向といたしましては、デメリットの最後の部分、北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には、全国の各医療保険者の了解を得ることが難しいということで審議を一旦終了しております。

続きまして、8 ページです。救急搬送体制の整備です。これは、ドクターヘリですとかドクタージェットという空の移動による救急搬送体制の整備が進みますよう、関係する権限の移譲ですとか、関係する基準の制定ができるようにしてはどうかという提案です。

ドクターヘリは、救急医療用の医療機器などを装備した専用ヘリコプターです。ドクタージェットは、ドクターヘリに比べまして小型ジェット機ですので長距離の搬送も可能である。なお、今、ドクタージェットは、商標登録の関係でメディカルウイングという名称が一般的に使われております。

これの対応方向です。「③現行施策の推進で対応可能」という一次整理をさせていただきました。

具体的には、事実関係等の整理の欄で触れておりますが、ドクターヘリにつきましては、道内では3機、手稲溪仁会病院、旭川赤十字病院、市立釧路総合病院の3つの医療機関が基地病院となって3機のドクターヘリが運用されております。

実際に今こういった形でドクターヘリというものは有効に活用されているという状況です。ただ、道南が空白地域となっております。これにつきましては、現在、道南地域でドクターヘリが運用できるように導入に向けた検討が進んでおります。早ければ来年度に実

現かというところまできている状況です。

メディカルウイングについてです。これは、一番下の・印のところですが、国の地域医療再生基金というものを活用しております。要は、この基金で全部費用を負担しております。北海道航空医療ネットワーク研究会というところが実施主体となっております。22年度から研究運航という形で始めております。平成25年度は7月6日から9月5日までの2ヵ月間運航している状況にあります。これを、今後さらに進めていくということで、提案につきましては、実現といいますか対応できるのかなというふうに判断したところであります。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま資料4に基づきまして道民アイディアの実現手法等に関する整理一覧表（地域医療対策）ということで事務局からの説明がありました。

これらの点につきまして先生方のご意見等をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

(河西副会長)

ただいま説明のありました地域医療対策のところでは麻酔科医、看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布、看護師による各種ワクチンの接種の弾力化。このあたりに関しては、患者の安全が確保できなくなる恐れがあるからというようなことが一次整理の理由になっていました。

たとえば、これが技術革新等で患者の安全確保が可能になったときは、この道州制特区のまな板に乗せることは可能なのでしょうか。

読む限りでは、どちらかという規制緩和に近いような内容なので、理由としては道州制特区の提案にはなじまないというようなところもあるのではないかと思います。

そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

河西副会長がおっしゃられたとおり、規制緩和です。国から都道府県にもってくるという権限は、ここには存在していません。

患者の安全が確保できるような状況になりましても、そういった意味では道州制特区の提案にはなじまないのかなと考えております。

(井上会長)

今のところは、結局資料のまとめ方の問題があるのと、これまでの経緯の中で、北海道、

規制緩和というか、権限移譲の枠組みの中で北海道に、例えば看護師が不足しているので、北海道地域限定の看護師を作ったら問題の解決になるのではないかという話はあったと思います。

そのところは、どういう問題がでてくるかという、看護師は、北海道だけで通用するわけではなくて、個々で資格を取ってしまって、その後、例えば東京で働きたいといったときに、その資格はどういうふうに使われるのか。そのあたりのところが曖昧だということと同時に、今、出ている安全・安心という患者側からの発想で、結局それを団体の方々は言われるわけです。

要するに、もし事故が起こった場合に、あなたたちはどうやって責任をとってくれるんだということ、結局そういうようなことはやるべきではない。看護師は、増やす必要はないのではないかと。

あるいは、理学療法士・作業療法士の問題のときも、結局は、地域における高齢化のもとで医師のいない地域があつて、そこに作業療法士がいると、足が痛い、運動不足で体が動かないというお年寄りたちに色々なお手伝いをするというときには、医師の資格、医師の管理下になければいけないのかどうかということについてはここで随分議論されました。結局は、医師の指揮下になければいけないということで中断したようなことがある。

そういうようなことが複線になって出てきているので、こういうような形にならざるを得ないのかなというふうには思うのです。

これは、過去の議論として介護福祉士の問題も出ている。喉の痰をとる、ゼイゼイやっていると、医者を呼んでくるかというときに、絡まっている痰をチューブで吸引するわけです。それも結局、介護福祉士に任せてはいけないということが、ここでも議論をされて賛否ありました。結局、国のほうで、これの問題についての議論が進展していったものだから、ここでは一旦議論は打ち止めになったというところがありました。

非常に厄介な問題は、ニーズはあるけれども、そのニーズに応えようというような道民の皆さん方の提案はあるけれども、それで責任はもてるのか、本当に安心安全な治療を施していけるのかというところがいつも障壁になって、北海道だけでそのハードルをクリアすることはできないということ。結局は、全国の規制、全国で施行されている法律に従うということになっています。

そういうようなところはあったのだと思いますが、話の焦点がぼけてしまいました。

1点質問です。メディカルクラークのところのまとめ方です。理由のところでは北海道だけが診療報酬を引き上げることは困難であるということが書いてあります。これは、必要なのかなというふうに思うのです。

少なくともこの提案が言っている部分は、診療報酬の問題もあるけれども、その前の段階で、一体メディカルクラークという定義の部分が、現場においては必ずしも明確になっていないということ。そこが明確になっていない、そして国家資格がいるわけでもない。非常に定義が曖昧な中で、では、うちには5人いますからということで診療報酬の手当て

を全部つけていくのかというところがある。少なくとも第一段階で定義がしっかりしていない。

僕の質問というものは、この種のことが、たとえば北海道という地域で、現場であがってきたということ、少なくとも一歩前に進むためには、定義という言葉がいいのかどうかはわからないけれども、定義というものをきちんとするということは、当然全国一律にすればいいわけです。こういった意見は、国にあげていくわけです。当然国でもやっているのかもしれないけれども、北海道で道州制特区の提案を検討したときに、こういうような意見があがってきたけれども、このメディカルマークとことこの定義そのものは、もう少し明確にならないものなのか。

これが明確になれば、場合によっては診療報酬だけではなくて、もう少し違った形での展開ができるかもしれないと思うのです。

要するに、こういう提案があったということで、特区提案以外のところで保健福祉部とかそういうところの人がおやりになっているのかもしれない。

(事務局)

この回答、メリ・デメ表は、それぞれ私どもで原案をつくって、それぞれの関係する部に確認していただいて作っております。こういう問題があるということは、保健福祉部のほうにも周知されております。

一次で整理する理由のところは、ただいま会長がおっしゃられましたけれども、もしかしたらメディカルマークを進めるのは、必ずしも診療報酬だけではなくて独自に北海道で補助金を出すとか、別の手法もあると考えられます。

そういう意味では、現行制度で対応可能ということも一次で整理する理由になるかと考えております。

(井上会長)

他の先生方は、いかがでしょうか。

先にいって、時間をみて、また元に戻ってかまわないということで、次のところを事務局に説明してもらってよろしいでしょうか。

(事務局)

それでは、最後の福祉分野につきまして説明させていただきます。

資料 5 と参考資料 6 になります。

まず、民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲ということです。

提案の内容につきましては、厚生労働大臣が行っている民生委員の委嘱を、地域密着の活動のために市町村長の権限としてはどうか。また、民生委員のなり手が不足している状況を踏まえまして、民生委員（児童委員）に市町村が給与を負担することにはどうか

というご提案でございます。

考えられる手法としては、民生委員法の改正がございます。委嘱権限の移譲と委員への給与措置がございます。

メリット・デメリットが書いてございます。メリットにつきましては、委嘱事務が市町村で完結することから事務処理の迅速化・効率化が図られるということが考えられます。

デメリットとしましては、都道府県や市町村によって民生委員の活動や給与に格差が生じるなどのことが考えられます。

今回のご提案は、市町村への権限移譲についてでございますので、国から権限移譲がないことから、今回の特区提案には馴染まないとして第一次整理というふうにさせていただきたいと思っております。

また、民生委員への給与の負担につきましては、権限の移譲を伴わない法改正に関することであることから、道州制特区提案にはなじまないというふうに考えてございます。

参考資料といたしまして関係条例と事実関係等の整理のところ、上から4つ目の○印、平成22年11月に、道内の民生委員が所属する北海道民生委員児童委員連盟というものがございます。この連盟のほうで道に対して地方への委嘱権限の移譲には、断固として反対するというような趣旨の要望書を提出しております。参考までに関係府省に提出してございます。

続きまして、保育所床面積の基準に係る条例の制定でございます。

提案の概要につきましては、平23年4月に地域の自主性および自立性を高めるための関係法律が制定されまして、保育所に係る居室の床面積の基準は、都道府県、政令指定都市、中核市が条例で定めることになっております。

ご提案は、北海道は国が定めた基準以上の広さを確保するよう条例を設けることとなっております。

参考資料のほうに概要について添付しております。

事実関係等の整理では、上から3つ目の○印、ここでのいう厚生労働省令で定める基準とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準であります。保育所の面積につきましては最低基準を規定していることから、これを上回る面積を道の条例で規定することは可能でございます。

よって、メリット・デメリットはそれぞれあるのですが、今回の対応方向といたしましては、提案事項につきましては、北海道の条例の改正によって対応可能であるということから、現行法令で対応可能と一次整理をさせていただいております。

続きまして、3ページ目に移らせていただきます。教育・学校の分野でございます。

分類としては、小中学校における中国語授業の導入です。

近年、観光をはじめとして中国からの来道者が非常に増えているといったことから、概要の最後にもありますとおり、こういった状況を踏まえまして小中学校に中国語の授業を導入すべく学習指導要領の権限移譲を行ってはどうかといった提案でございます。

考えられる手法としては、学校教育法施行規則の改正ですとか、学習指導要領の改訂等がございます。

メリット・デメリットそれぞれございますけれども、この件につきましては、対応方向としましては、学習指導要領に基づいて教育課程を編成することは可能であることから第一次整理とさせていただきたいと考えます。

ただ、実際の編成にあたっては、教育現場における北海道と道外での履修の内容が異なることや、児童生徒の負担等を考慮して慎重に判断すべき内容であるということです。

続きまして5ページ目、教育・学校でございます。小中学校における授業時間の増加でございます。

提案の概要でございます。北海道の子供の学力につきましては、低いということで、それが企業競争力や生産力の低下などにも影響しているのではないかといったご意見です。

提案の内容につきましては、3つ目の○印、こうした状況を踏まえまして、小中学校の授業時間を増加し、学力を向上させてはどうかといったご提案でございます。

考えられる手法のところに書いてありますとおり、このことにつきましては、現行法令で対応可能でございます。

メリット等については、一つの単元に十分な時間をかけられるといったこと。デメリットといたしましては、過度な時間増によって帰宅時間が遅れたり、児童生徒の防犯や安全上の問題が懸念されることが考えられます。

しかしながら対応方向といたしましては、その下にあるとおり、文部科学省の指導要領は、あくまでも標準の授業数でありまして、各学校において標準の授業を上回る内容の教育課程を編成することは、現行制度で可能ということで一次整理とさせていただきたいと考えます。

なお、現在の大きな流れとしましては、国においても新学習指導要領から授業時数を増加しております。

関係法令等につきましては、参考資料として添付しております。

続きまして6ページ目、同じく教育・学校です。

分類としては、小中一貫教育の実施というものです。

内容といたしましては、児童の小学校から中学校への進学において、新たな環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加する現象、いわゆる中一ギャップが大きな問題となっているということです。そこで小中一貫教育を前提に、6・3制の枠組みを超え、発達段階に応じた学習期間を地域が自主的に実施できるようにしてはどうかといったご提案でございます。

先に、事実関係等の整理をお話しさせていただきます。下のほうに、その他の取組状況にありますけれども、小中の連携につきましては、文部科学省が平成22年11月1日現在で実施した実態調査によりますと、小中の連携に関する何らかの取組を行っている市町村は、72%ということです。小学校・中学校の6・3制を維持したまま、たとえば小中学校の9年

間を4年・3年・2年のまとめにしてカリキュラムを開発するなど、教育課程を独自に組み替えることは、構造改革特区計画によって可能である。神奈川県高松ですとか長崎県佐世保、大分のほうでは、既に構造改革特区で行われております。

そういったことでメリット・デメリットはそれぞれございますけれども、他の地域で活用されているとおり構造改革特区制度を活用することが可能なことから、今回は第一次整理とさせていただきたいと考えます。

下のほうに、構造改革特区によらず実施する場合においては、色々な課題がございますので、慎重な判断が必要ということで補足させていただきました。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料5に基づきまして道民アイディアの実現手法等に関する整理一覧表、大分類J福祉について説明をしてもらいました。

これらの点につきまして先生方のご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。

(近藤委員)

民生委員のことについて、市町村への移譲ということで道州制特区にはなじまないということはわかります。

給料のほうはなじまないとか格差が出るという部分で納得はできるのですが、一点目のことでいうと、地域の中で民生委員のなり手というものが難しいということは、実情としてあるというふうに聞いています。

反対の要望書を見た中では、民生委員を何年か任期を務めて、感謝状や記念品をもらった。そういったものは、厚生労働大臣からもらっているということは、プライド的な感じで聞いたことがあります。

そういう部分でいうと、反対の要望書の理由は、そういったものになじまないという理由になるのかというところで気持ち的に納得いかない。本来ならば使命感、地域の中の福祉的なものに役立つという使命感が本来であると考えれば、どうなのかなというふうに思いました。

(事務局)

今、委員からありましたご意見は、直接この要望書と今回の整理とは違った観点かなと思っております。

参考までにつけさせていただきましたけれども、要望書につきましては、あくまで民生委員の皆様のほうで反対というような意思を示しているものでございます。今回の整理に



つきましては、あくまで制度上の問題として道州制特区の提案としてはなじまないということで整理させていただきました。補足する資料として、参考としてつけたというふうにご理解いただきたいと思います。

(井上会長)

ここで第一次整理している部分というのは、道州制特区提案になじむかなじまないかという判断を、繰り返しになりますが第一次整理というふうにやっていて、個々にあがってくる提案を、これは違うというような判断はしていなくて、特区提案になじむかなじまないかということで仕分けしている。

それで先生がおっしゃったように、先程の医療のところもそうなのだけれども、ドクターヘリの問題とか、色々なところがあるけれども、これは現行でできる話だし、現実に行っている話である。それをもう少し深めていけば、道が財政的にどう関わるかというようなところの問題であって、国に権限移譲というところに向かうわけではない。そういう判断をしたのだけれども。では、ドクターヘリが不必要かという判断をこちらでしているわけではないのと同じだと思うのです。

先生の意見を受けてなのだけれども、たとえば、このようなものがあがってきた。これは、地域主権局にあがってくるわけだけれども、ここの部分というのは、ここを見ても、要するに保健福祉部の福祉援護課のほうに流されて、そちらのほうからの回答等々を経て、詰められて、こういうかたちで出てきているのだろうと思う。

やはり、先生がおっしゃったように民生委員のなり手というのは、町内会長と同じでどんどん少なくなってくる。これからもどんどん少なくなってくるような状況で、片方では、格差があるかどうかは色々な議論があるから安易に言うべきではないけれども、生活保護の受給者が増えているというような状況で民生委員に対するニーズは、逆に高まってきている。しかし、なり手はいない。ここの問題が根底にあるわけですからこういう問題が出てきているのだと思います。

これは、この道庁の中での関係部下で検討されているということでもいいわけですね。

(事務局)

その点につきましては、関係部でも民生委員を増やそうということは、児童虐待ですとかDV、引きこもりなども民生委員のほうで行っているということです。その中で活動費が少なくなる、活動内容が広くなり手がいないという認識は、担当の保健福祉部のほうでも問題になっております。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

(河西副会長)

今、近藤委員が質問をされた民生委員についての今回のご提案というのは、民生委員を市町村長が委嘱する形にしてはどうかという提案です。

道州制特区というのは、厚生労働大臣から北海道知事に権限を移譲して、北海道知事が北海道内の市町村の民生委員を委嘱するような形になれば、道州制特区になじむのかどうかということが一点。

二点目として、ある地域、ある市、ある町、ある村で民生委員を、うちのまちは町長が委嘱するような形にしたい。そういうような提案をあげるとしたら、構造改革特区か何かですよね。

民生委員のなり手がいない、だから地域の実情にあわせて地域の市町村長が民生委員の委嘱をしたいというようなニーズが全道の市町村からあがってきたときに、個別の市町村が構造改革特区を申請するのではなくて、北海道が代わりにこうしたいというような提案を道州制特区で提案することができるのかどうか。

その一つのやり方としては、北海道知事がというような形にして、道内の市町村の代わりに権限を北海道がもらってきて、道内の各市町村と政府との関係よりも、むしろ道内市町村と北海道知事との関係のほうが近いから、そういう形での改革はできるのではないかと思うのです。

その二点に関して、可能性ということで伺いたいと思います。

整理の仕方は、これでかまわないと思いますが、可能性として伺いたいと思います。

(事務局)

一点目の北海道への権限移譲が対象になるのかということです。

これは、制度的には、深く調べなければならぬのですけれども、可能ではないかと考えます。

実は、今回の国から地方への事務・権限の移譲の中でも県によって色々な意見が出てございます。今、その事務に関して国から市町村へ渡してはどうかといったご意見を持っている都道府県も出てきております。この件につきましては、都道府県全体の意見が分かれているというのが今の状況でございます。

二点目の北海道全体の部分を北海道に権限移譲をいただいて、それを個別の市町村へ権限を移譲するといったことにつきましては、まったく無理ということはないと思います。

それについては、勉強をさせていただきたいと思います。

先程お話しさせていただきましたように、中には、真っ直ぐ市町村に移譲したほうが、事務的には早いわけで、それを希望している都道府県も数多くあります。そういう中で一度もらって渡すということが適当なのかどうかということがあるかと思っています。

勉強をさせていただきたいと思います。

(井上会長)

その他、いかがでしょうか。

事務局から説明があって、審議をしました福祉の部分は、こういうような形のまとめ方でよろしいでしょうか。

では、福祉の5項目につきましては、一応一次整理ということで一旦議論は終了させていただきたいと思います。

今までのところで経済分野からはじまって3分野19項目の第一次整理をやったわけですから、いずれにしても、それ以前のところで申し上げました国の権限移譲等に係る議論の方向性を見極めることを申し上げました。

その中でもありましたけれども、経済振興分野の産業振興支援策の道への移譲も動向を見極めるというようなこと。その留保項目を除いて、議論をこれで終了したいと思います。

それでも配布されている資料1でまだ、上のほうから審議をしてみたいわけですが、地域振興対策という部分については、まだ議論は終わっていません。新たに道民提案として20件程のものが道民の皆さん方からあがってきている。この地域振興対策プラス20件は、次回、特区提案に繋げるものはないかどうかという観点から議論を進めてまいりたいと思っております。

若干時間がありますので、遠いところから、あるいはお忙しい中、時間を割いて来ていただいている皆さん方ですから、私の話が長かったものですから発言する機会がなかったという委員の先生がおられると思います。

今日議論した分野に関わらず、何かご意見等々がおありでしたらお出しいただければと思います。

(菊池委員)

何回か会議に出させていただいていますが、今でもはっきりよくわかりません。

どういうことが必要かなということと、これから出てくるものをどうやって取りまとめていったら、提示されたら僕らはわかりやすいのか。

今回の改革案、特区案というものは、北海道庁、北海道であれば長期計画だと思うのです。国であれば構造改革特区がある。

目指す姿がわからない。一つ一つのものに対して、一体何を狙っているのか。具体的な案はわかります。

小学校・中学校の話が出てきましたが、何を狙ってこういう話になっているのか。

観光と書いてありましたが、観光事業者ではない。

議論のストライクゾーンがわからない。ストライクゾーンの要素の一つは、市民ニーズや経済、法制度や道の条例、長期計画などがあります。そういうようなものがまわりと受け込んでここに入ってくるのが本当だと思います。

勘違いがありましたという説明にもあったように、果たしてストライクゾーンにこの議

論は入っているのかなというものがいくつかありました。

川上の方では、目指す姿はわからないものをどうやって議論するのかなということ。今、最後の方に河西先生がおっしゃったように、これを実現するときに勘違いがあると思うのです。

川下のほうで、こういう制度で、こういうようなイメージだったら改革できるのではないかとすることが必要になると思うのです。

先程の民生委員の話もそうですし、医療法のことでも地域医療対策の1ページです。デメリットの中で、人材育成をした場合に医療過誤等、患者の安全が確保できなくなるおそれがあるというデメリットがある。

これは、今の法制度の危惧をそのまま書いています。ですから、これは回答ではない。

ただ、これはこうではなくてコミュニケーションを取るためには、こんな方法があるのではないかという要望が、この提案の肝になっているのではないかと思います。

そこまで読んであげないと、せつかくの提案が何を意味しているのかよくわからなくなる。患者の安全が確保できなくなるおそれがある。

河西先生が言われたように、こういうような体制で患者の安全が確保できる方法は、本当にできるかどうかはわかりませんが、アイデアとしてはいくつかあるだろう。

そのところが道州制特区のこんなことをやりましょうということのあれだと思っ

そのところのイメージを、難しい話ですけれども、話し合っ

そうじゃないと何の話をしているのかさっぱりわからなくなっ

もともと地方分権の中では、論点の画一的なもので地方に色々なことがあっ

そうだとしたら、政府の案が出てくるのを待つということ

(井上会長)

その他、竹田委員、太田委員から、一言だけでもご発言はいかがですか。

(太田委員)

僭越ながら色々な委員会に参加させていただいてお

道民が話している実際の言葉など、書類になったときに、かなり差があるというふうに感じています。

私が、係わっておりますものは、今回は、経済振興対策のところです。

他のところは専門家ではありませんので詳しいことはわかりませんが、実は道民から出されている意見というのは、紙に書けないところが根本の問題であるように思っています。

そういった意味では、出された意見は、根本の問題点を直視して、それを改革していかに道民の利益に繋がるかというところで議論すべきではないかと思うのです。菊池委員も何度もおっしゃっていたのですが、論点であるとか、目的であるとか、こういうものが見えづらいということが問題ではないかと思っております。

もう一つ、同じく道路の規制、速度の緩和がいつも出てきているということは、一次整理ということなのですが、今後道民は、また必ず問題にされることだと思いますので、何か特区に繋げるにはどうするか。

今回は、一次整理でやられたと思うのですが、そういった議論も関係各所でしていただければと思います。

(竹田委員)

先程、井上先生からのご指摘がありましたけれども、権限移譲のほうにシフトしようという話がありました。

ただ、実際に権限移譲をやることについて審議していることと、我々が置かれている立ち位置があって、出てきている道民提案がこういうものであってという状況の中で、シフトチェンジできるのかということなのです。どうも見てみると、やはり規制緩和が多い。

私は、いわゆる道民の方々の理解の仕方はよくわかりませんが、なるほど、道庁の、この会議が置かれているジレンマの状況はわかった、内閣府のほうでもこういう状況なのかということをおわかっていただいたと思うので、それはそれとして権限移譲は権限移譲として追及するとして、だからといって規制緩和については全くいらぬという、一本しかないという状況を打破するためにも規制緩和を含めてやってもいいのではないかと思っています。

二点目は、最初の話にあった有識者会議等の動きと重複した場合ということ。重複していても、こっちからどんどんボールを投げていけばいいのではないかと思っています。

もう一つは、これは当然そうだろうと思うのですが、国の有識者会議等の関係部署は、同じような作業を札幌のここでもやっているということを知っているのですよね。

(事務局)

有識者会議を担当している総務省の中に、分権改革推進会議の事務局があります。その次長が道州制特区担当の審議官と同じ人なのです。当然、こちらの担当ということで、こちらのほうもやりながらやっています。

(井上会長)

今、3人の先生方からご意見等々を賜りました。その点は、私は、若干説明不足のところもあるのかなというふうに感じました。事務局で今出てきたご意見等々をそれぞれ受けていただいて、今後きちんと説明をしていただきたいと思います。

菊池先生が最初に言われた目指す姿、ストライクゾーンが見えないではないかと言われた部分というのは、北海道の長期計画は、数年前に私の委員会で作りましたので、その部分では北海道の目指す姿というものは、あるのはあります。

ただ、これは、きちんとストライクのボールを受けてお話しするわけではないのですが、たぶんこの委員会の役割というものは、私自身、長い間やってきて2つあると思っています。

一つは、道州制特区ということで、道民の皆さんからあげていただいている意見というものをベースにしながら、それを一つ一つ咀嚼（そしゃく）しながら、吟味しながら私たちは、道州制特区提案というようなものに結び付けていくことができるものはそういうふうにしていきたいと思いますというようなことだと思うのです。

ただ、それをやっても国の壁というものは、実感として厚い。なかなか権限を移譲しない。移譲しても今度は、金をつけてこない。よく言う、北見の水道の話です。権限は移譲されたけれども73万の金はついている。そんなもので実行できないような形で、実質的には締め上げられているという感じがあります。私の立場から言うとある。それを、なかなか突破するわけにはいかない。

しかし、きたるべき次代というのは、地方分権、分権型の道州制といいますか、そういうようなものが日本全体の中でくる。

そのときに何が大事かという、住民の皆さん方一人一人が地域の行政と協力しながら、自分たちの住民参加型の自治というものを作っていかねばいけない、そのときには、私たちは道民の皆さん方の意見を掘り起こす。自分たちのところは、こうしたいという意見をあげていただくようなシステムを作らなければいけないというようなことがあって、その二つの両輪で走っているというのが実態だと思うのです。

何人かの先生が言われたように、道民の皆さん方からあがってくる意見は、正直言って、全部ストライクゾーンに入るわけではない。全部が道州制特区提案に結びつくものではない。しかし、そういったものは、意見は意見として真摯に受け止めましょうということで、河西先生もそうだったし他の皆さん方もそうだったし、近藤委員もそうだったけれども、近藤委員が言われた中で、民生委員の話やこういった問題というものは、我々は第一次整理としてもっていくけれども、道は道でこれについての対策をお考えいただいているのですよねという確認をしたというのは、そういうところの意味なのです。

特区提案ということの目的にはなじまない部分であっても、私たちの地域は、私たちはこういうふうにしてほしいということ声をあげていただくシステムの確立を目指し

ているということを言いたかった。

竹田委員が言われたように規制緩和があるのです。一時期はということを先程説明しましたけれども、一時期は規制緩和の話ばかりをやっていたのです。しかし、そのときに、渡辺局長が言われた方だったかどうなのか、総務省の受け手だったかどうかは今となっては知りませんが、要するに、竹田さんは残ったと思うのです。竹田さんは、私の理解では、その考えに同意されたと理解していました。そのときも含めて、明示的に言われたのは、はっきり言って規制緩和はやめてくれと。こここのところでやっていくことは権限移譲だろうと言われた。そのときの局長は別の局長だったけれども、それに納得されて、そして意見は、今の局長に移るときに、権限移譲ということに絞ってあげていかないと総務省は受け付けないというくらいの口調で私どもは理解しましたから、次第にそのこのところに移っていった。

ただ、規制緩和というものは大事なのです。住民の皆さん方が命じていることは、権限移譲はよくわからないけれども、規制緩和。車のハイウェイのスピードは、私も提案しました。なぜ北海道でこんな制限速度があるのか。旭川に行くときに、60キロで走っている人は誰もいない。皆、だいたい100キロオーバーです。特に夜中に高速道路を走っているトラックの運転手に、これを守れということがおかしいだろうというようなところまでやってきた。

それはそれとして、道民の中には多種多様の意見があるので、それはそれとして、これはだめだよという話ではなくて、きちんとこれを受けて、財政的に、これはできるんだというものがたくさんある。

なぜできないのか。金がないからできないのか、気づかなかったからやれなかったのかというところは整理していただくことがあった。

私がこう言っても先生方の反論があることはよくわかるのだけれども、これはこれとしてとりあえず。

(菊池委員)

私が言ったことはそういうことではなくて、ストライクゾーンというものは、色々な方々からあがってくるものは、それはそれでいいことだと思います。どんどんあげていただく。

ただ、この会議の中では何を話し合っていて、どこが特区にあげていくには外れているという観点がいくつかあると思うのです。

現行法というふうにかかれてるし、経済的にも全然無理だというものもあるでしょう。条例といって既に決められるということが書かれているわけです。

そういうようなことをストライクゾーンと表現したのです。

そのストライクゾーンに入らないものをあげてもらっては困るという言い方をしたつもりはなくて、色々な方々からあげていただくときに、ここで議論すべきことは何なのかということ。

その中で規制緩和というか、規制緩和がいい。それをこちらに、こういうような規制緩和がたくさん出てきたよというような状況ができていくことが一番いいことなのかもしれません。

そういうふうなモニタリングがこの会議の役割だと思うのです。そのところの判断基準をもう少し明確にできればということで申し上げました。

(井上会長)

わかりました。

時間的に申し訳ありません。

次の議題ということで事務局から説明していただけますか。

(事務局)

次第と議事には掲載しておりませんが、次回の委員会の開催時期について説明させていただきますと思います。

事務局としては、次回の委員会につきましては、三定議会の前、8月の下旬から9月の下旬頃に開催をさせていただきたいと考えております。

後日、各委員の皆様の日程を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

皆さん方もお忙しい時期だと思いますが、よろしく願いいたします。

私たちの任期というものは、何月までですか。私の任期でもいいです。

(事務局)

11月の第一週です。

(井上会長)

そうすると、この次が最後になりますか。

(事務局)

その後も、できれば開催させていただきたいと考えております。

平成24年度に出てきております道民アイディアについて、まだ審議をしておりません。

(井上会長)

でも、次の会議でやるのでしょうか。



(事務局)

あと2回くらいと考えます。

次のときに道民アイディアの整理をして、その後は、新たな委員会への引き継ぎをしていただければと思います。

(井上会長)

次回、なるべく2ヵ月なら2ヵ月おきに開いていくということをやっただいて、次が最後になるかどうかは別として、最後のところに菊池委員、太田委員、竹田委員から出されてきたような意見も、今後の議論を進めていく中には大事なことで、一つ一つのところが個別の案件についての吟味の整備の仕方というだけの話ではなくて、もう少し根っこのところの話をやれる時間があったほうがいいので、議題があまりなくても召集していただいて、メインの議題でなくても空いている時間に意見の交換をしていったほうがいいのだらうと思うのです。

そういうふうにしていただけますか。

(事務局)

色々ご意見をいただきましたけれども、特区提案一つ取り上げても、本当に根っこから掘り下げていくと何日もかかるような大きな問題を含んでいるものもたくさんあがってきております。

それを短時間で処理する、事務局の能力不足もあるのですが、先程の中国語の話もそうですけれども、観光ということで中国語の通訳ができる人がいたらいいということと、小学校教育で中国語をやることとどう繋がるのかという、その辺の整理をやっていく必要があると思っています。

それ以外にも、本当はこういう点があるということを事務局で提案するようなことを考えていければと思いますが、なかなか考え方の難しい部分がありますので、指摘されたことを踏まえまして、次回以降、生かしていきたいと思っています。

(井上会長)

終了ということでよろしいでしょうか。

長時間にわたりましたけれども、ご苦労さまでした。